

## 地方公営企業会計をめぐる諸問題 [地公企法20条]

メタデータ	言語: jpn 出版者: 株式会社 ぎょうせい 公開日: 2022-03-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 木村, 俊介 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/22255">http://hdl.handle.net/10291/22255</a>

## 27 地方公営企業会計をめぐる諸問題

[地公企法20条]

木村 俊介

### 論 点

行財政改革や規制緩和の進展など地方公営企業を取り巻く環境が大きく変化している中で、その運営に係る説明責任を十分に果たしていく観点から、公営企業会計について次のような検討が行われている。

#### (1) 借入資本金

建設不良のための企業債は、従来「借入資本金」として資本に区分されているが、会計の継続性に留意しつつ、企業会計と同様に「負債」に位置付けることを考えるべきである。

#### (2) 資本剰余金

施設整備に係る国庫補助金等は、従来から資本勘定の資本剰余金に計上されるものが多いが、損益計算上の欠損が発生しやすい現状に鑑み、各補助金等の性格を踏まえた損益勘定、資本勘定の計上やみなし償却の方針を考えるべきである。

#### (3) 新たな会計手法

時価会計、キャッシュフロー計算書、環境会計等の新たな会計手法の活用を検討するべきである。

### 1 地方公営企業を取り巻く状況

今日の地方公営企業を取り巻く環境は顕著に変化していると言ってよい。本稿においては、昨今の地方公営企業を取り巻く状況について触れた上で、会計制度を中心に地方公営企業制度の検討を行った「21世紀を展望した公営企業の戦略に関する研究会」(平成12年度)における報告の概要を紹介し、さらに今後の展望を述べることとする(なお文中には筆者の私見を含むことをお断りしておく)。

第一に、近時の厳しい地方財政の状況の下で、地方公営企業においては、行政改革に対する本格的な取組みが求められている。地方公営企業における行政改革については、平成10年に出された「地方公営企業の経営基盤の強化について」（平成10年1月13日自治省財政局長通知。以下経営基盤強化通知という。）の中で、その基本的な考え方が示されている。即ち、事業の総点検を行うとともに、中期的な期間で達成すべき建設投資、財務、業務など経営に関する計画（これを経営計画又は中長期計画と呼んでいる。）を策定し、これを公表することに特に重点を置いて地方公共団体に要請しているところである。これは、地方財政の状況が悪化していることや、公営企業を取り巻く企業環境が大きく変化していることを踏まえ、短期的、対処療法的な観点からではなく、中長期的な観点から、企業の存廃、事業の抜本的見直し、合理的な経営手法その他の公営企業の経営の在り方を捉えることを要請するものである。

さらに、平成12年12月に政府の基本方針として行政改革大綱が定められたところであるが、その中で、地方公共団体における行政改革の一環として、公営企業の改革を推進していくこととされている。大綱の中で、公営企業の改革を具体的に進めていくための方法として、「経営基盤強化のための計画の策定」が改めて位置付けられている。行政改革大綱においては、企業の在り方についての不断の見直しの徹底、経営効率化・健全化の推進等を位置付けた中長期的な計画の策定、アカウンタビリティの充実の観点から住民への業務状況等の公表方法の改善を求め、さらに、法非適用事業を経営する団体においては、必要に応じ地公企法の適用の推進を計画事項にすることにより法適用化を計画的に推進することを併せて要請しているところである。

第二に、規制緩和の進展が挙げられる。例えば交通事業においては、平成10年3月に閣議決定された「規制緩和推進3か年計画」において、乗合バス事業に係る現行需給調整規制について、平成13年度までに廃止することとされ、平成12年5月に道路運送法が改正されたところである。このような規制緩和により、都市部においては事業者の参入自由化により競争が促進され、利用者の利便性が高まることが期待される反面、結果として既存事業者の採算性が悪化することも予想される。また、電気事業においては、平成11年の

電気事業法の改正により、電気の小売りについて、一般電気事業者による独占供給が認められていたところであるが、大口の需要家に対しては、一般電気事業者の送電線を利用した新規参入者による電気の小売りが可能となる特定規模電気事業が創設され、電気事業者にとって新たな事業展開が可能となったところである。このように、事業ごとに状況が異なるが、規制緩和の進展に伴い、文字どおり「競争」の促進の中で企業の競争力や新たな事業展開への適応能力が問われる時期を迎えている。

第三に、近時行政機関が果たすべきアカウンタビリティ（説明責任）の充実に対する要請が極めて強くなっている。様々な行政活動の中でも、公営企業の活動は、次の理由から、特に説明責任を果たすことが強く求められている。

- ① 利用者に対し料金を徴収して事業を行うものであり、利用者は公共料金水準に対して極めて敏感であり、料金水準の説明に意を尽くす必要があること。
- ② 公営企業会計を用いており、損益勘定、資本勘定における財務状況の説明を通じて企業としての経営状況を対外的に明らかにすることが想定されていること。
- ③ 民間の企業会計においても、新しい会計手法を通じて、企業経営情報の一層の開示に努め企業経営の透明性の向上に取り組んでいること。

説明責任を履行する上で開示していくべき情報に関しては、「公共料金における事業横断的な情報公開ガイドラインに関する報告書」（平成12年）が物価安定政策会議により示されているが、今後も、「料金の妥当性」、「事業効率化努力」「財・サービスの質・内容」に関する情報の開示が軸となっていくことが見込まれる。

第四に、近時特に顕著な事象として、会計ビッグバン、国際会計基準等の用語で表されているとおり、民間企業会計が大きく変わりつつある。具体的には、キャッシュ・フロー計算書、時価評価、環境会計など、新しい会計手法の導入が顕著である。また、公会計においても、行政コスト計算書や、地方独立行政法人における会計制度など、新たな制度の活用が進んでいる。地

方公営企業会計についても、これらの動きを踏まえながら、現行制度の課題を整理し、新しい視点で見直す必要がある。

以上のように公営企業をめぐる様々な動きがある中で、総務省においては、平成12年度に企業会計をテーマとする研究会を設置し、①運営の現状を踏まえつつ、企業会計制度と整合性を図り、住民へのアカウントビリティを一層確保していく観点から現行の会計制度が抱える課題をどのように解決していくかという視点と、②環境会計など現行の会計制度に含まれていない情報を情報開示の観点からどのように位置付けていくかという視点を重視し、多角的に検討を行った。以下において、当研究会における論議を紹介することとする。

## 2 借入資本金について

### 〈1〉 地方公営企業における資本の概念

地方公営企業における資本とは、資産から後日企業外部に支払うべき額（負債）を差し引いた企業自身に帰属する純資産の額を指す。地方公営企業では、資本は次頁の図に示されるように資本金と剰余金に区分され、さらに資本金は自己資本金と借入資本金に、剰余金は資本剰余金と利益剰余金に区分される。

資本の中で、自己資本とは、企業の純資産に該当する部分であり、固有資本金（企業開始時の引継資本金）、繰入資本金（企業開始後の追加出資）、組入資本金（企業開始後の利益を源泉とする自己資本造成）により構成される。

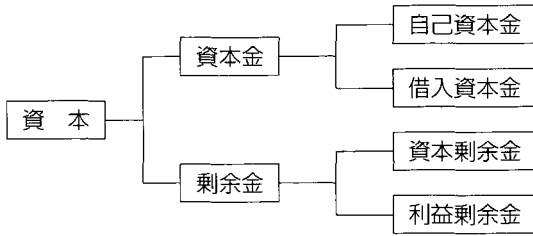
他方、借入資本金は、「建設改良に充てられた企業債、他会計からの長期借入金」が位置付けられている。

### 〈2〉 公営企業会計における借入資本金の概念

公営企業会計においては、公営企業独自の制度として「借入資本金」の概念が導入されている。

借入資本金概念が導入された理由は、次のように説明されている。

- ① 公営企業は、通常、施設設備の稼働・管理を中心に事業活動を行うが、施設設備の建設改良を行うに当たって、株式会社のように株式の発行に



より資金調達を行うことはできず、その資金の大部分を企業債及び他会計からの長期借入金に求めざるを得ないこと。

② 企業債等により調達した資金により施設設備を整備し事業を開始することとなるが、行政サービスとして事業を行うため、特段の事情変更がない限り当該事業を永続的に実施していくことが想定されること、及び通常は耐用年数どおり施設設備を活用すること等の特徴を有している。このため、公営企業においては、施設設備自体が、実質的に民間企業の株式資本金に相当する機能（いわば企業の信用の源泉としての機能）を担う実体資産としての性格を備えていると考えられ、その意味で、負債（他人資本）ではなく資本（自己資本）に位置付けることが適当である。しかしながら、このような借入資本金の取扱いについては、次のような課題がある。

- ① 借入資本金である建設改良に充てられる企業債については、現実には債務として償還する義務がある上、利子の支払も行っており、負債としての地方債と実態的には変わらない取扱いとなっている。これらの実態からすると、負債として整理されるのが妥当と考えられ、これを資本金と整理するのは他に類似の制度もなく企業会計とのバランスがとれない。
- ② 住民に対するアカウントビリティの観点からも、「資本金」という言葉を用いるのは住民の誤解を招きやすい。
- ③ 借入資本金によって、外観上は一定規模の資本を構成できていることや、公営企業は、地方公共団体全体の信用力を背景として企業債を発行できるため資本金の充実によって企業の信用力を更に高める必要がないことから、自己資本金充実のインセンティブが働きにくいいため、結果として公営企業の自己資本の割合は低い状態となっている。

また、借入資本金をめぐるっては、次に掲げるとおり、従来から幾度にもわ

たつて論議が行われてきた。

- ① 地方公営企業の自己資本に関し、地方公営企業会計制度調査会（昭和40年10月）の答申では、次のように述べられている。

「地方公営企業は、これまで建設改良資金の殆どを借入企業債によって賄ってきたため、民間企業に比して一般的に自己資本の割合が低くなっている。地方公営企業の自主性を強化し、その財政の弾力性を確保するという意味では、元金償還の必要のない自己資本を充実することが望ましいが、地方財政の現状、その他企業の内外の情勢から判断すれば、一挙にその方向をたどることは困難と考えられる。しかし、当面少なくとも当該企業の資金繰りを円滑にする程度のもは必要であり、その額は企業によって差があるため、企業毎にその実態に即して判断すべきである。」

- ② さらに、昭和43年度においても、地方公営企業の経営が改善を見るに至っておらず、健全化・効率化を進めるため、事業の実態に即応した合理的な財務会計制度を確立することを目的として研究会による検討が行われているが、その報告書においても、資本制度の改善の一環として、「借入資本金制度は廃止し、借入資本金として整理されている企業債及び他会計借入金も固定負債に整理することとする。」とされている。

このような課題を踏まえ、借入資本金についての検討が行われ、次のような意見も挙げられた。

- ① 公営企業は、「企業債」制度を前提において成り立っているので、これを住民に理解してもらうために「借入資本金」という表現がとられており、現状のままでもあまり問題はなく、これは公営企業の特異な制度を背景としているひとつの整理の在り方ではないか。
- ② 建設改良に充てられた企業債については、その元利償還金に対して一般会計から補助、負担が行われている例があり、民間企業の負債とはその性格が異なる。

しかしながら、「借入資本金」という概念は企業会計制度と異なる概念であるため一般に分かりにくい事情等を踏まえ、次に掲げる利点を勘案し、借

入資本金を負債として整理することが適当と考えられる。

- ① 企業会計制度との相違点の解消となり、民間企業との財務比較を可能とし、事業の効率性の適正な評価につながるるとともに、利用者及び住民へのアカウントビリティの向上が可能となる。
- ② 企業債は負債であるとの観点から、元利償還の必要のない自己資本の強化の重要性が認識され、自主性の強化と財政の弾力性の確保につながる。

ただし、この場合においても、以下の点に留意する必要がある。

- ① 自己資本金への組入制度は、株式資本金のない公営企業の実態に鑑みると、資本の醸成維持の観点から必要な意義のある制度であるため、企業債を資本、負債のいずれに整理するかにかかわらずこれを維持していく必要がある。
- ② 借入資本金には、もともと「住民自らが公営企業の経営を担っていく」という考え方があり、借入資本金は「建設・改良のため」というようにその用途が明確に特定されている点で優れた機能を有している。したがって、「借入資本金」を負債として整理することとしても、勘定科目においてそれ以外の負債と区別する意味から「建設改良企業債」等の項目を設け、目的・性格を明確にする必要がある。
- ③ 継続性を維持する観点から、例えば以下のような措置を講ずる必要がある。
  - a 不良債務については、現行の整理に基づいて計算したのも併せて公表すること等により、過去の決算書の取扱いとの継続性に配慮した情報開示を行うこと。
  - b 制度の改正時に、変更の理由等を議会、住民等に対する十分な周知を図ること。



### 3 資本剰余金について

#### 〈1〉 現行の資本剰余金

資本剰余金は、資本取引から生じた剰余金である。地方公営企業における剰余金は、正味財産額のうち資本金の額を超過した部分であり、資本取引など本来の営業活動以外により生じた資金を資本剰余金とし、本来の営業活動から生じた資金を利益剰余金としている。地方公営企業における資本剰余金には、建設補助金、工事負担金、再評価積立金、受贈財産評価額、寄附金等がある。公営企業において資本剰余金として整理される建設補助金等には、大きく分けると次のものがある。

- ① 建設時に一括して交付される建設補助金、負担金等
- ② 債務負担行為等に基づき分割して交付される建設補助金、負担金等
- ③ 企業債の償還元金に対する一般会計補助金等

公営企業会計では、企業会計と異なり<sup>(1)</sup>、公営企業の資本の維持醸成を図る必要があること、法人税を考慮に入れる必要がないことから、建設補助金等については資本取引と損益取引の区分の原則を適用し、損益勘定には計上せず貸借対照表に資本剰余金として計上することとされた。

しかしながら、建設補助金等には、例えば地公企法17条の2に規定する場合などのように料金回収における利用者負担と税負担、言い換えれば公営企業の負担と一般会計の負担の明確化の観点から、一般会計から公営企業会計に対し建設補助金として繰り入れているものもあり、この場合に、当該建設補助金等を資本剰余金として整理し全額減価償却を行えば、本来の建設補助金等が交付された趣旨とは異なり当該料金の回収世代に多額の負担を強いることとなり、また、本来の建設補助金等が交付された趣旨に沿った料金設定を行えば損益勘定において欠損を生じることとなる。したがって、これらに対応するために、地公企則8条4項の規定により、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた建設補助金等の金額を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして、各事業年度の減価償却額を算出することができることとなっている。これを「みなし償却制度」と呼んでいる。この制度

により、建設補助金等を資本剰余金として整理することと、料金に当該建設補助金相当額を転嫁させないこととのバランスを図っている。ただし、みなし償却を行うか否かは当該事業者の判断に任されていることから、資本の維持・醸成を図る必要があること、内部留保資金を確保すること等の理由により、みなし償却を行っていない団体が多い。また、前述②及び③については、減価償却開始時に当該建設補助金等の額が確定していないことから、「みなし償却」を行うには資本の維持・醸成の観点から困難であると考えられてきたところである。

## 〈2〉 検討課題

このような資本剰余金の取扱いについては、次のような課題がある。

- ① 「みなし償却」を行わないことは、建設補助金等の部分も料金回収対象とすることにより、内部留保資金が確保され、更新時にはたとえ建設補助金等が措置されなくても施設の更新が可能となる等のメリットがある。しかし、これは建設補助金等を交付する趣旨によってはその趣旨に反し、現世代の利用者に過剰に重い負担を課しているのではないかとの疑問が生じるとともに、現在では、公営企業は、企業債により投資資金を調達し、これを当該投資に係る利用者から料金等として回収しながらサービスを提供していくという制度が確立していることから、再投資資金のすべてを料金で調達しておくことが必要なのかとの疑問もあるところである。
- ② 一般会計と公営企業の負担の原則から利用者から料金回収すべきでない経費の財源として補助等を行っている場合に、当該補助金等相当額を含めて料金回収しようとする場合に、当該補助金等相当額を含めて料金回収しようとする場合には、本来の補助の趣旨に反するとともに、損益計算上で経常的に欠損が生じ、その結果累積欠損金が実態以上に増大するなど財務諸表が経営実態を正確に反映したものにならないこととなる。

## 〈3〉 基本的考え方

このような課題を踏まえ、建設補助金等の性格が「資本助成の意味を持つ建設補助金等」又は「料金助成の意味を持つ建設補助金等」のいずれに該当

するかを明らかにし、その趣旨に沿った会計上の取扱いとすることが適当と考えられる。

#### ア 資本助成の意味をもつ建設補助金等の取扱い

これは、当該補助金等が、地方公営企業の「(現時点での)資本に対する助成」としての性格を有している場合を指す。即ち、施設等に対する将来の再投資時に措置されることが想定されていない補助金など、再投資時には料金収入により財源を留保しておく必要がある場合がこれに該当する。したがって、このような場合、将来の再投資時に所要の財源を確実に留保する必要があるため、当該補助金相当額について「みなし償却」を行うことは適当でないと考えられる。

#### イ 料金助成の意味を持つ建設補助金等の取扱い

これは、当該補助金等が、地方公営企業の「料金に対する助成」としての性格を有している場合を指す。即ち、将来の再投資において改めて措置され得る補助金等や、再投資時には必要と考えられない補助金等がこれに該当する。このような場合、再投資時までその財源を料金収入により留保しておく必要がないため、当該補助金相当額を料金回収コストから控除することにより料金助成効果を想定しているものであるが、会計上の扱いについては、交付の方法による分類ごとの検討が必要である。

##### α 建設時に一括して交付される建設補助金等

原則として資本剰余金と位置付けた上で「みなし償却制度」により対応することが適当である。ただし、一律の義務付けではなく、「原則としてみなし償却を行う」とした上で、償却方法の選択における一定のガイドラインを示していくことが必要と考える。

##### β 債務負担行為等に基づき分割して交付される建設補助金等

当該建設補助金等は、分割交付されるが、債務負担行為等により将来の交付額が確定できるため、αの一括交付の建設補助金等と同様に扱うことができ、資本剰余金として整理した上で原則として「みなし償却制度」により対応することが適当である。

##### γ 企業債の償還元金に対する一般会計補助金等

当該補助金等の趣旨が料金部分に対する補助等であることが明確なものである場合には、損益勘定上の費用に対する補助金等として収益に計上することを検討すべきである。

なお、いずれの場合においても、現在貸借対照表上に累積している資本剰余金と累積欠損金をどう取り扱うかについては、これまでの財務諸表との継続性、整合性に十分配慮する必要がある。

## 4 時価評価会計について

### 〈1〉 総論

時価会計とは、有価証券など市場価格（時価）がある金融商品等を決算期末時点の時価で評価し財務諸表に反映させる会計制度である。企業の財政状態を表す貸借対照表では、資産は将来の収益稼得能力を、負債は将来の返済義務を表すものとされ、取得原価で表されてきた。しかし、最近の国際市場では企業価値を重視し、資産及び負債は可能な限り時価で評価すべきであると考えられている。このため、企業会計においては、平成12年4月1日以後開始する事業年度から、売却目的の有価証券等の金融資産について時価評価が適用されている。また、不動産の評価方法についても企業会計審議会等の関係機関により検討が進められている。販売用不動産については、公認会計士協会が平成12年3月期から強制評価減の適用を徹底するよう指導している。

時価評価会計は、資産を現在価値で評価することにより事業活動の実態を適切に財務諸表に反映させることが可能になるため、公営企業についても、企業会計の動向等を十分勘案しつつ、可能な限り導入に向けて検討を行うべきである。

### 〈2〉 金融資産

地方公営企業の業務に係る現金は、最も安全かつ有利な方法によって保管することが義務づけられており、大半は大型定期預金で運用されている実態を踏まえて時価評価の導入の意義等を検討していく必要がある。

### 〈3〉 事業用資産

現在、企業会計審議会で審議が行われており、その審議状況等の推移を見

守りながら、今後とも十分検討していく必要がある。

#### 〈4〉 販売用不動産

販売用不動産については、現況を見ると、投下資本を回収できない事案も想定され得ることから、このような状況を明確にする意味では、時価評価の手法を導入することが望ましいと考えられる。ただし、時価評価の手法（低価法、選択制）等についてさらに検討が必要である。

なお、これらの時価評価の手法の導入については、過渡的に各事業者の自主的な判断にゆだねる期間も必要であると考えられる。

### 5 キャッシュ・フロー計算書について

キャッシュ・フローとは、一般的には現金の収入と支出に伴う資金の流れを指すが、財務理論においては、税取引後の利益に減価償却費など非支出項目を加算した値を意味する。

キャッシュ・フロー計算書は、資金の増加・減少を計算書の形式で記載したものであり、企業の資金獲得、運用状況が明らかになるように構成され、これまでの貸借対照表、損益計算書ではつかみにくかった資金に関する情報が開示されることになる。平成9年に「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」が公表され、従来、財務諸表外の情報として位置付けられていた資金収支表に代えてキャッシュ・フロー計算書が導入され、財務諸表の一部として位置付けられることとなった<sup>(2)</sup>。

### 6 環境会計について

企業活動を対外的に説明する上で地球環境の保全に対する貢献についても重要な要素となっており、企業は環境保全に対するアプローチを定量的に表し、消費者に説明する必要が生じている。このため、企業の行動結果を会計的な費用と効果に分け、数値で表すことを環境会計という。民間企業において導入が進みつつある環境会計を地方公営企業会計に導入することについては、住民に対してのアカウンタビリティの向上を図るとともに、環境コストの面から地方公営企業のメリットが定量化でき、料金での負担や公益性を考

慮した一般会計の負担があることについて住民の理解を得やすくなるなどの意義は認められる。ただし、環境会計は新しい概念であり、各事業の特性にあった項目を選定し、項目ごとに費用と効果を定量的に表していく手法を確立することが課題となる。

## 7 法非適用事業への企業会計制度の導入の推進について

地公企法の適用については、資産評価の煩雑さが難点であることが従来から指摘されていることから、資産評価の簡素化の手法などについて十分な検討を行った上で、ガイドラインを各事業者に示すことが必要であるとともに、法の適用に当たっての十分な財政措置を講じるなど国が必要な支援を行っていく必要がある。また、場合により、経過措置を設けた上で、地方公営企業法の適用を義務付けることも検討すべきである。その際、対象事業や事業規模等の要件について、実情を踏まえ検討する必要がある。

以上が報告書の概要であるが、幾多の提言が行われている中で、行政機関としてさらに検討し推進を図るべき内容が多いと考えられる。

## 8 おわりに

最後に、近時の公営企業を取り巻く環境の中で、第1章で触れた動き以外に特筆すべきものとして、「公営企業の組織形態や事業手法の在り方」に係る論議の活発化が挙げられる。この問題は、民営化、民間的経営手法など、様々な表現において論議されているが、要は、従来型の組織形態、業務手法に変革をもたらすことにより、公営企業の業務の効率化及びより良質のサービス提供を実現できないか、という問題意識である。公営企業は地方公共団体の一部であること、定型的・基礎的サービスを業務としているものが多いこと等の理由から、安定性、継続性を備えている反面、業務が硬直的ではないか、業務に創意工夫を凝らす面が少ないのではないかという問題は絶えず伴い、このような弊害を解消するため事業の総点検、不断の見直しが求められてきたところである。しかしながら、我が国の社会経済全体の構造改革を進められ、民間企業においても国際基準への対応が強く求められ企業努力が

進められている中で、公営企業においても、様々な論議を踏まえ、従来より徹底した形での改革に取り組んでいくべき時期を迎えていると考えられる。

〔注〕

- (1) 企業会計においては、国庫補助金等の受贈資本については損益計算書上の特別利益として計上し、未処分利益計算に含め、株主総会において利益留保として積み立てる旨の承認を得た後に、貸借対照表上の資本の部の「その他の資本剰余金」として整理することとされている（受贈資本については、これを資本と見る立場と、利益と見る立場がある。企業会計原則は原則として資本とみなす立場をとっており、企業会計原則注解において国庫補助金を資本剰余金として例示している。他方、商法や法人税法ではこれを利益とみなす立場をとっている、これは、株主からの払込資本のみを資本とみなし、これ以外の原因による純資産の増加分はすべて利益とみなしている。このように受贈資本に係る企業会計原則と商法の異なる立場を調整する観点から、このような処理を採ることとされている。）。)
- (2) 損益計算書では、一定期間の営業の結果、どのような収益、費用が発生し、その差額として損益が発生したかを発生形態別に記録するものである。これに対しキャッシュ・フロー計算書は、現金・預金等の増加・減少の推移を示すもので、どのような取引によってキャッシュイン・フロー、キャッシュアウト・フローが発生し、その差額としてどれだけキャッシュが残っているかを示すものである。このようなキャッシュ・フロー計算書の導入は、従来の損益を重視する会計から、「キャッシュ」も加えて総合的に判断する会計への変更を意味する。

企業会計及び独立行政法人会計において導入することとされたキャッシュ・フロー計算書は、現状の財務諸表では表されていない、資金的収支における補てん財源や運転資金である内部留保資金などのキャッシュ・フローの流れを把握することができるため、その作成の意義は大きく、地方公営企業においてもキャッシュ・フロー計算書を導入すべきと考える。ただし、間接法を採用するとしても新たな事務量が発生することから、すべての事業者へキャッシュ・フロー計算書を義務づけることについては慎重な検討が必要であり、当面は各事業者の自主的な導入を推進すべきである。